

山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業  
環境影響評価準備書に係る公聴会実施要領

公聴会の目的 準備書について環境の保全の見地からの意見を求める。  
開催日時 令和6年7月13日(土)  
10:00～(終了予定時刻16:30)  
※公述人の数等により、終了予定時刻より早く終了することがあります。  
会場 中央市立玉穂総合会館 2階 多目的室2-2、2-3  
(住所:中央市下河東620)

### 1. 公述人の申出方法について

次により意見の要旨等を記載した書面を知事に提出してください。

(1) 記載事項:

- ア 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所  
(法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
【日中連絡可能な連絡先についても記載願います。】
- イ 対象事業の名称
- ウ 公聴会において述べようとする意見の要旨(参考様式は別添のとおり)  
※:参考様式の電子データは、県のホームページからダウンロードできます。

URL:<https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asesu/20211101.html>

(2) 申出期限:令和6年6月28日(金)(当日消印有効)

(3) 申出先:

山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課 環境影響評価担当  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
電話:055-223-1513  
ファクシミリ:055-223-1512  
電子メール:taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 書面提出方法:郵送、持参(※)、ファクシミリ、電子メール

※土日を除く8:30~17:15

### 2. 公述人の選定について

- ・知事は、申し出があった方の中から、公聴会に出席して意見を述べることができる方(以下「公述人」という。)を選定します。
- ・選定は、意見の内容、提出された順番を考慮して行います。
- ・公述人には、令和6年7月10日(水)までに、公聴会の発言時間と併せて通知します。

### 3. 留意事項

- ・公聴会では意見交換や質疑応答を行いません。また、単に事業の是非や賛成・反対の意見を述べることはできません。
- ・公述人が発言時間を超えて発言する時、公聴会の出席者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をする時などは、その発言を禁止し、又は退場を命ずる場合があります。
- ・公聴会の秩序を維持するため、傍聴人に対して入場を制限し、又は退場を命ずる場合があります。
- ・映写等の方法による公述は行えません。